

令和 6 年度 第 1 回 医療政策研修会	資料
令 和 6 年 1 0 月 1 0 日	7

有床診療所等へのスプリンクラー等整備について

厚生労働省 医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

有床診療所等のスプリンクラーの設置について

お願いしたいこと

標記については、平成25年に福岡市の有床診療所で発生した火災を受け、病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大する消防法令の改正（平成26年10月改正、平成28年4月施行）が行われたところであり、設置義務の猶予期間が令和7年6月までとなっております。

先日実施した「有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査」（令和6年7月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室事務連絡）によると、未設置の医療機関もかなり数を減らしてきたところですが、各都道府県におかれましては、引き続き管下の医療機関における設置状況等を適切に把握し、設置義務対象施設に対して、期限までに確実に設置がなされるよう、ご指導方宜しくお願いいたします。

また、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」について、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、スプリンクラーを整備予定の医療機関に必要な予算を確保しており、これまで2回の募集を行ってまいりました。現在、3回目の募集を行っており、令和6年11月1日（金）までの締め切りとなっておりますので、対象となり得る医療機関に対し周知を行うなど、積極的な活用がなされるよう配慮をお願いいたします。（概算払も対応可能です。）

特に、令和7年4月から6月に整備を予定している医療機関については、令和6年度の予算に余裕がありますので、確実性をもって整備の実施をいただけるよう、なるべく前倒しをするなど検討のご案内をお願いいたします。

また、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」を実施する場合に利用できる優遇融資についても用意しております。自己負担額部分に対して充てることができますので、こちらについても積極的に活用いただきますようお願いいたします。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

令和6年度当初予算額 2.5億円 (5.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 72億円

1 事業の目的

平成25年に福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえ、医療機関等の入院患者の安全を確保するため、火災発生時の初期消火を行うスプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー整備等に対する支援を行うものである。

(参考)
消防法改正概要(平成26年10月改正)
避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院におけるスプリンクラー設置基準の見直しが行われ、有床診療所については延べ面積6,000㎡以上の施設に設置が義務付けられていたが、避難のために患者の介助が必要な有床診療所においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置が義務づけられた。スプリンクラー設備の設置については**令和7年6月末まで**適用を猶予することとしている。 等

2 事業の概要・スキーム

スプリンクラーの設置等に必要な経費の補助を行う

3 実施主体等

消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた医療施設 等

4 補助率・基準単価等

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	23,000円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,350,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	22,000円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,350,000円/施設
パッケージ型自動消火設備	1/2	27,000円/㎡	－
消防法施行令第32条適用設備 (※)	1/2	26,000円/㎡	－

(※) 消防法施行令(抄)
(基準の特例)
第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらずとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるものと認めるときにおいては、適用しない。

当該基準については令和2年度から

社会福祉施設・医療施設の 防災・減災のために行う整備に対する**優遇融資**のお知らせ

福祉医療貸付部

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、被災等が生じた際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

《対象となる施設》

- I・・・高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- II・・・耐震化整備事業、スプリングラー整備事業

※下記条件はいずれも補助事業に限ります。補助がない場合は別途ご相談ください。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	I：全期間無利子※ ¹ II：1.5%※ ² （据置期間中無利子）	1.5%～2.0%
償還期間	30年以内※ ³	20～30年以内
据置期間	3年以内※ ⁴	2～3年以内
融資率	95%	70～80%

※¹ 医療貸付の場合、7.2億円を限度とします。

※² 令和6年9月2日時点：償還期間20年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※³ 通常の貸付において最も長い償還期間（病院等の条件）です。施設種類により償還期間は異なります。詳細につきましてはお問い合わせください。

※⁴ 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

- 上記条件のほか、ご融資には、担保が必要です。
- 保証人は経営者保証に依存しない「保証人不要制度」を活用することができます。また、借入申込者の希望により連帯保証人をたてることも可能です。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
◎東京本部福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
◎大阪支店医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219

自己負担額のシミュレーション

事例：有床診療所において、1,300㎡を対象面積として通常型スプリンクラー（消火ポンプユニット有り）を
25,000千円の事業費（工事費）で整備した場合

<自己負担額>

自己負担額は、次の計算により、12,500千円となります。

（計算式）

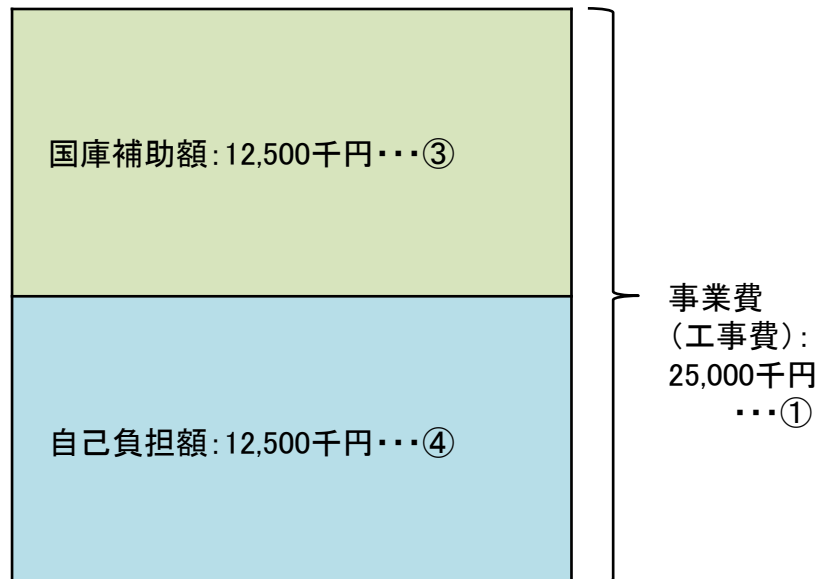
事業費（工事費）：25,000千円・・・①

基準額： $1,300\text{㎡} \times 21,400\text{円/㎡} + 2,174\text{千円} = 29,994\text{千円}$ ・・・②

国庫補助額：12,500千円・・・③（＝①、②の低い方×1/2）

自己負担額：12,500千円・・・④（＝①－③）

（負担割合）



※ 自己負担額12,500千円について、優遇融資を活用する場合の返済シミュレーション結果は次のとおりです。

※ 次の例は、診療所（耐火構造）の最大償還期間（据置期間）である 20年（1年）、金利1.5%（R6.9.2現在）でシミュレーションした例であるため、実際の条件については、（独）福祉医療機構へご相談ください。

<融資可能額>

自己負担額×95%＝11,875千円

（3,000千円以上20,000千円未満は500千円単位で切り捨てのため、融資可能額は11,500千円）

<返済額が最大となる借入2年目の返済例（元金均等償還の場合）>

・Aパターン

（償還期間20年、据置期間1年の場合）

→元金600千円＋利子168千円＝768千円

・Bパターン

（償還期間20年、据置期間3か月の場合）

→元金576千円＋利子160千円＝736千円